

令和6年4月吉日

年中・年長園児保護者 様

新座市教育委員会教育相談センター

### 新座市就学相談の御案内

平素より、新座市の教育について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。お子様の小学校就学に向け、「新座市就学相談」の御案内をさせていただきます。

つきましては、下欄及び裏面の資料をご参照いただき、相談を希望される場合は在籍の園や施設、新座市教育委員会教育相談センターにお問い合わせください。

就学相談では、お子様の特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子様のニーズに合っているかを専門家の意見を交えながらお伝えさせていただきます。特別支援学級や特別支援学校への就学を考えている場合には、お申し込みが必要です。

#### 《気になることやお問い合わせの例》

- ・物を見る時、極端に目を近づける。
- ・呼びかけに対して、気づかないことが多い。
- ・言葉がはっきりせず、聞き取りにくい。
- ・体が弱く、身体の発達が気になる。
- ・絵を描いたり、食事をするなどの動作がぎこちない。
- ・立つ、歩く、階段の昇降、椅子に腰掛けるときなどの動作がぎこちない。
- ・同年齢の子と比べ、発達に心配がある。
- ・じっとしていることが少なく、落ち着きがない。
- ・友達とのトラブルが多くて心配。
- ・障がいがある子には、どのような教育の場や支援があるのか知りたい。また、見学をすることはできるか。



©新座市 2010

\*これらは、発達上の特性であり、よくある「気になること」の一例として掲載しております。必ずしも、障がい等に直結するものではありません。

#### 【就学相談・特別支援教育についてのお問い合わせ】

新座市教育委員会 学校教育部 教育相談センター 就学相談担当  
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所第二庁舎2階

**☎048-477-7204**

# 新座市就学相談の流れ（未就学児保護者用）



## 1 就学相談票と発達検査結果のコピーを各園・施設へ提出する

（園・施設から教育相談センターへ提出 6月14日（金）必着）

- ・就学相談票は市のホームページから入手、もしくは各園・施設から受け取ってください。
- ・提出締切期限については、各園・施設へご確認ください。
- ・発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。  
※発達検査結果は就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

## 2 就学予定小学校の特別支援学級見学の予約を入れる

- ・5月ごろ各小学校の見学日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。  
就学予定の小学校の見学日を確認のうえ、教育相談センターへ予約を入れて下さい。
- ・県立特別支援学校へ就学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。  
※県立特別支援学校へ就学を考えている場合は、「見学・体験等」が必須となりますので、ご注意ください。

## 3 専門家との就学に向けての面談（7月下旬から8月上旬）

- ①『通常学級 か 特別支援学級』で迷っている方や『特別支援学級』をご希望の方は、全員面談を受けていただきます。  
※面談日時は就学相談票を受け付けた方から順次郵送にてお知らせいたします。
- ②『特別支援学校 か 特別支援学級』で迷っている方や『特別支援学校』をご希望の方は、専門家との面談でなく、就学支援委員が在籍の園・施設等を訪問し、お子様の様子等を観察させていただきます。  
※専門家との面談をご希望される場合は教育相談センターまでご連絡下さい。

### 就学時健康診断（10月頃）

- ・居住地域の小学校にて全ての新入学児童対象に行われます。
- ・必要に応じて入学後の学校生活等について、教育相談を受けることができます。

## 4 教育委員会就学相談担当者（事務局）からの通知（9月～11月頃）

- ・就学支援委員会の審議結果が出た方から順次、事務局より書面での発送、または必要に応じてお電話にて結果をご連絡させていただきます。  
※発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。  
※審議結果について面談の必要があると判断した方や面談を希望される方は面談を行います。

## 5 就学先決定（12月上旬まで）

- ・就学支援委員会の意見を参考にいただき、保護者の方が決められた『最終のご希望がお子様の就学先』となります。  
※必要に応じて事務局よりご連絡させていただく場合もあります。
- ・県立特別支援学校に就学を考えている場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、関係書類を10月中旬までに教育相談センターへご提出下さい。

### 入学説明会（1月下旬～2月上旬）

- ・就学先の入学説明会に参加します。
- ・必要に応じて就学先の学校と面談し、入学後の学校生活について情報共有します。

## 6 新年度 入学式

- ・入学後の就学相談につきましては、各学校へご相談下さい。

